

各種申請受付

こんなときは	届出に必要なもの
富山県外から立山町へ転入するとき	転出先で負担区分証明書をもって、転入時立山町へ持参してください。
立山町から転出される時(転出先が富山 <u>県内</u>)	被保険者証を回収しますので持参してください。
立山町から転出される時(転出先が富山 <u>県外</u>)	負担区分証明書を交付しますので被保険者証を持参してください。
死亡したとき	喪主様名義の通帳、後期高齢者医療被保険者証(葬祭費として3万円支給します)
生活保護を受け始めたとき(停止になったとき)	被保険者証を回収。(被保険者証を発行。)
後期高齢者医療被保険者証を紛失・破損などしたとき	被保険者(代理人の場合は委任状が必要な場合もあり)の身分を証明できるもの(運転免許証など)、認印(被保険者のもの)
住民税非課税世帯(世帯全員)に属する被保険者が入院する場合(限度額適用・標準負担額減額認定の申請)	長期入院該当の可能性がある場合は直近の領収書、後期高齢者医療被保険者証、認印
厚生労働省が指定する特定疾病(慢性腎不全・HIV感染症など)の認定を受けたとき	医師の診断書、後期高齢者医療被保険者証、認印(※自己負担限度額がひと月1万円となります)
一定の障害がある65歳以上の方で後期高齢者医療被保険者としての認定を受けようとするとき	障害の状態を確認できるもの(証書・手帳など)、健康保険証(国保・健保など)、認印
一定の障害がある65歳以上の方で後期高齢者医療被保険者から脱退したいとき	障害の状態を確認できるもの(証書・手帳など)、後期高齢者医療被保険者証、認印
補装具等を購入したとき	装着証明書、補装具等の領収書、後期高齢者医療被保険者証、被保険者名義の通帳

※ その他詳しくは、以下までお問い合わせください。

お問合せ先

立山町役場 住民課 医療保険係

電話:076-462-9956